



LGWAN

Local Government Wide Area Network

総合行政ネットワーク

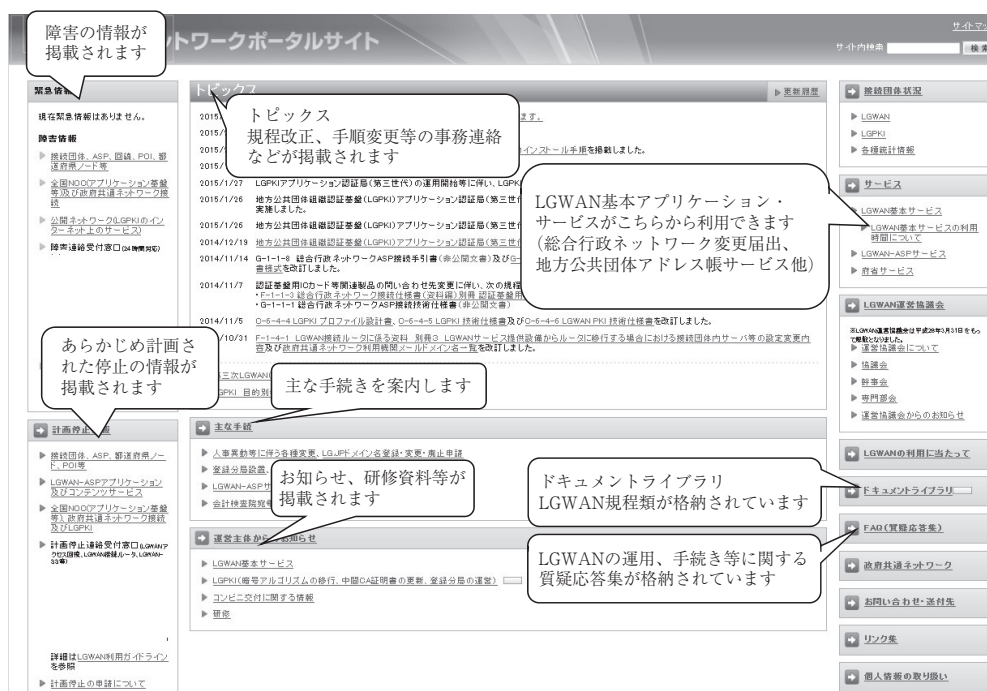
No.
151

特集 LGWANの運用におけるLGWAN接続団体及び都道府県の役割について

今回は、新たに総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）の担当になられた方を対象に、LGWANの運用の概要並びにLGWAN接続団体（以下「接続団体」という。）及び都道府県の役割の概要について解説します。

なお、接続団体及び都道府県の役割についての詳細は、LGWANポータルサイト（図-1）に掲載されている各種ドキュメントに記載されていますので、参照してください。

図-1 LGWANポータルサイト



<http://center.lgwan.jp/index.html>（以下、文中 URL 閲覧には、LGWAN 接続環境が必要です。）

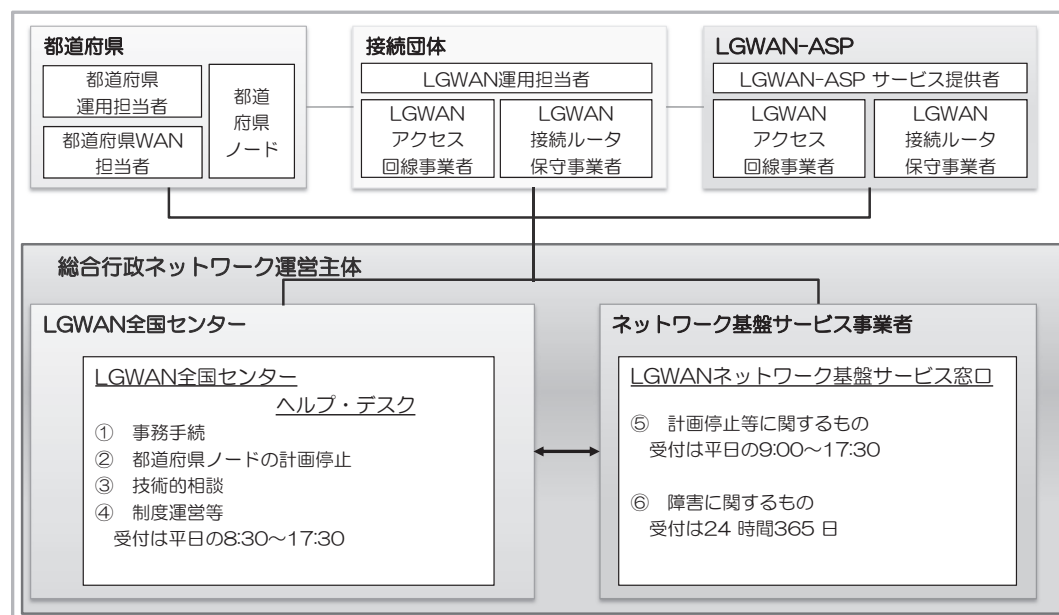
1 LGWANの運用体制及び接続団体と都道府県の役割

(1) LGWANの運用体制

LGWANは、接続団体、都道府県、LGWAN-ASPサービス提供者及びLGWAN運営主体（以下

「運営主体」という。）が相互に連携することにより、安定した運用を実現しています。また、LGWANでは通信ネットワーク基盤をサービスとして利用する形態をとっていることから、運営主体から委託を受けたネットワーク基盤サービス事業者が問い合わせ窓口（以下「ネットワーク基盤サービス窓口」とい

図-2 LGWANの運用監視業務における連絡窓口体制



う。)を設け、障害対応等を行っています(図-2)。

(2) 接続団体の役割

接続団体の運用担当者は、接続団体におけるLGWAN接続ルータの運用管理及びLGWAN利用者の支援に係る対応として、表-1の役割を担うこととなります。

なお、詳細については、以下の利用ガイドラインを参照してください。

■ F-1-1-4 総合行政ネットワーク利用ガイドライン (<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-1-4>)

表-1 接続団体の役割の概要

管理項目	概要
LGWANの設定変更	・ LGWANの設計変更に伴うネットワークアドレスの変更や機器構成の変更等が必要となった場合の対応 ・ LGWAN接続ルータの設置場所、IPアドレス、アクセス回線、機器更新等に伴う変更
障害発生時の復旧作業支援	・ 障害発生連絡、障害原因の切り分け、復旧作業等
運営主体から接続団体への各種連絡対応	・ 運用に関する事務連絡、LGWAN利用者への周知
LGWAN利用者のLGWANに関する問い合わせ対応	・ 事務手続、技術的な相談、制度運営等、障害に関する問い合わせ
LGWAN接続ルータを設置するファシリティの管理	・ 計画停止の申請(「4(1) 接続団体における計画停止」を参照。) ・ LGWAN接続ルータの停止、起動作業は不要。なお、復電の際、再起動までの時間は、約10分程度
LGWAN接続ルータを設置するラックの鍵管理	・ ラックの開閉、ラックの鍵管理

※月刊J-LIS平成27年4月号において、各種手続きに関する特集記事を掲載していますのであわせて参考にしてください。

(3) 都道府県の役割

都道府県における運用担当者は、表－2の役割を担います。

なお、詳細については、以下の三つの関連資料を参照してください。

- 関連資料：F-1-1-1 総合行政ネットワーク接続約款 (<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-1-1>)
- E-1-1 総合行政ネットワーク都道府県運用規程 (<http://center.lgwan.jp/library/second4.html>)

F-1-2-3 総合行政ネットワーク都道府県要領 (<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-2-3>)

また、管内接続団体へのLGWAN運用に係る普及啓発については、各種研修資料を活用してください。

- 関連資料：LGWANポータルサイト＞運営主体からのお知らせ＞研修 (<http://center.lgwan.jp/information/second4.html>)

表－2 都道府県の役割の概要

	概 要
障害発生時の復旧作業支援	都道府県ノードの障害発生時、運営主体の依頼に基づき、各機器の稼働状態を目視により確認するなど、復旧作業の支援を行う。なお、都道府県は、障害の発生した範囲や原因により、市町村等との連絡及び調整を行う場合がある。（「2 障害発生時の対応」を参照。）
都道府県ノードの計画停止	庁舎電気設備の法定点検による停電等のため、都道府県ノードに給電ができなくなる場合の手続き。（「4（2）都道府県における計画停止」を参照。）
都道府県ノードを設置するラックの鍵管理	都道府県ノードのラック施錠のための鍵の管理を行う。運営主体の職員等が都道府県ノードを設置している室で同設備に対して作業を行う場合は、ラックの開錠及び施錠を行う。
都道府県ノードに接続するLGWAN-ASPサービスに関する手続き	LGWAN-ASPサービス提供者が都道府県ノードに接続又は変更及び解除を行う場合、運営主体の依頼に基づき、LGWAN-ASPサービス提供者が行う都道府県ノードへの機器（ルータ及び通信機器等）搬入等に伴う立会い、回線工事の日程調整、ラックの開閉等をLGWAN-ASPサービス提供者と調整し、入館対応を行う。また、LGWAN-ASPサービス提供者が設置した機器の障害発生時には復旧支援を行う。
接続団体への連絡及び調整等	管内接続団体に対して、LGWANの運用についての連絡及び調整等を行い、障害発生時等緊急時において夜間又は休日においても管内接続団体との連絡が確実に取れるよう、緊急連絡網の整備を行う。
接続団体への普及啓発等	管内接続団体に対して、LGWANの運用に係る普及啓発を図る。
LGWANへの接続、変更、解除の対応	LGWANへ接続を希望する地方公共団体等から、接続申込を受けた場合には、提出文書の内容を確認し、運営主体に提出する。

2 障害発生時の対応

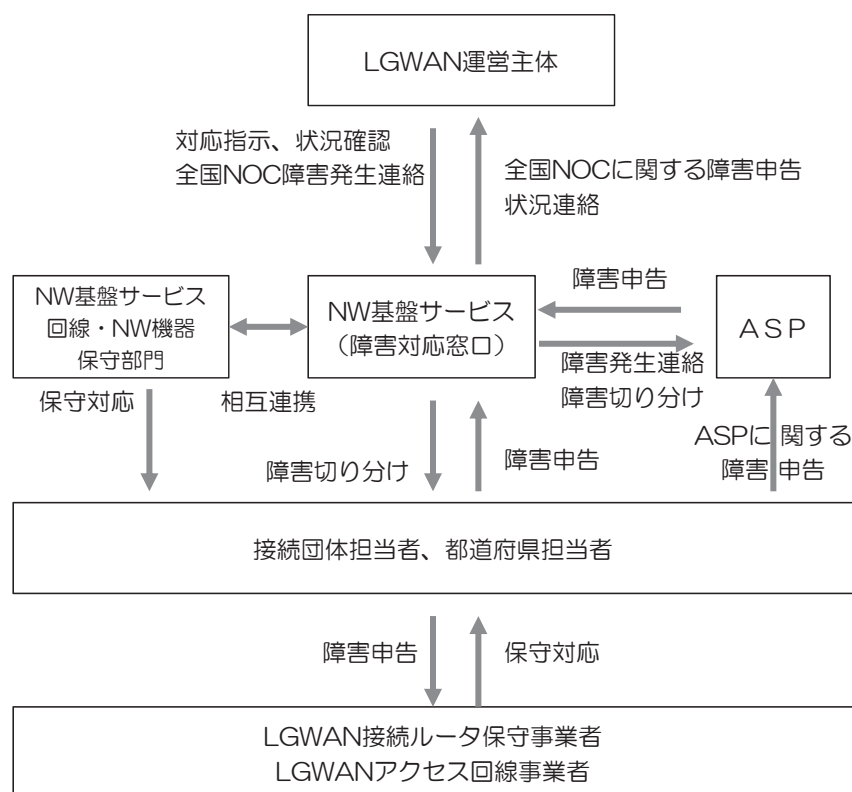
(1) 障害発生時の流れについて

運営主体では、LGWANを24時間365日安定的に運用するために、通信回線網や各接続団体の

LGWAN接続ルータを常時、遠隔監視しています。障害が発生した場合の対応の流れは、図－3のとおりです。

ネットワーク基盤サービス事業者が、遠隔監視により接続団体のLGWAN接続ルータにおいて障害や通信異常を発見した場合は、直ちに当該接続団体

図-3 障害発生時の対応の流れ



の運用担当者に連絡します。接続団体の運用担当者は、ネットワーク基盤サービス事業者から障害復旧に関する依頼を受けた場合は、LGWAN接続ルータへの電源供給に問題がないことを確認するなど、障害原因の切り分けに協力します。

接続団体は、LGWANとの通信に障害を発見した場合、障害原因が接続団体内ネットワークとLGWANのいずれにあるのか切り分けを行います。この結果、LGWANに障害があると考えられる場合、接続団体の運用担当者は、ネットワーク基盤サービス窓口に連絡します。

(2) 緊急連絡先の設置について

接続団体は、LGWAN運用担当者（正・副）を設置し、平日日中帯の連絡先や夜間・休日の連絡先（以下「緊急連絡先」という。）等について、「総合行政ネットワーク変更届出」により届出を行うことと

なっています。なお、この緊急連絡先及び後述するLGWAN運用担当者（正・副）不在時の緊急連絡先が未設置である場合は、夜間・休日においていかなる障害が発見されても連絡を行いませんので、あらかじめご了承ください。

また、「LGWAN運用担当者（正・副）不在時の緊急連絡先」として、例えば庁内システム管理事業者の委託先担当者などを届け出いただくことが可能です。その場合は、委託先事業者との間で守秘義務、連絡体制及び報告義務等を委託契約書や覚書等で明確にしておいてください。

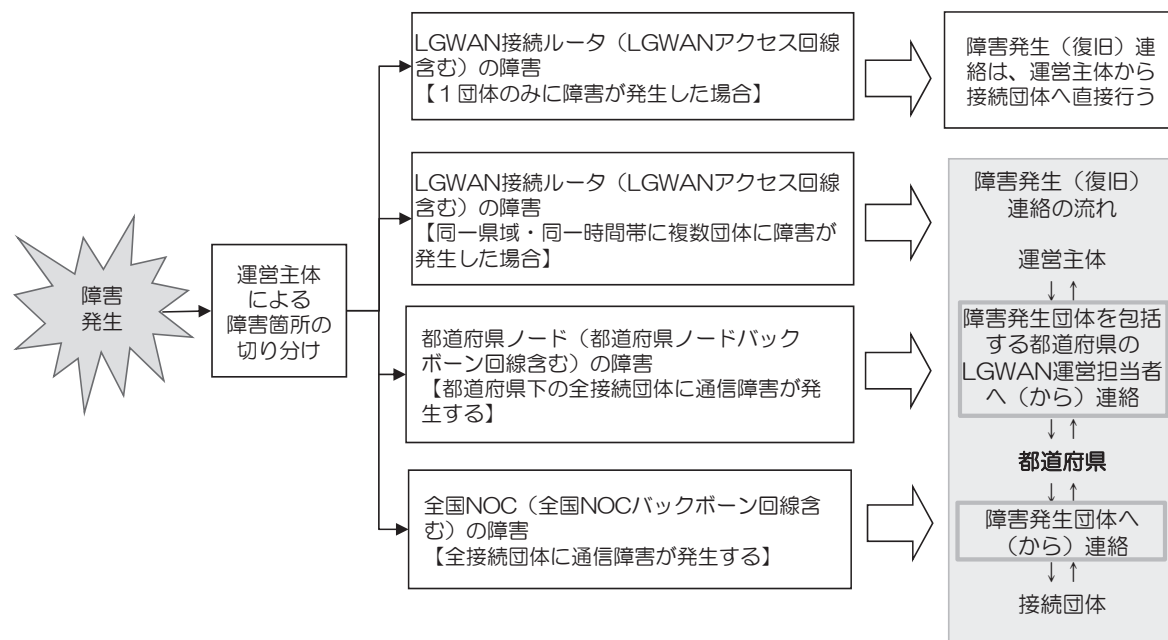
なお、LGWAN接続ルータの障害を発見した際、「緊急連絡先」及び「LGWAN運用担当者（正・副）不在時の緊急連絡先」のいずれとも連絡が取れなかった場合は、再度の連絡等の対応は、翌営業日となります。

(3) 都道府県における対応について

都道府県においては、障害の発生した範囲や原因

により、市町村等との連絡及び調整を行っていただく場合があります（図－4）。

図－4 障害発生時の都道府県の連絡及び調整



3 LGWAN に関する問い合わせ対応

運営主体では、LGWAN に関する技術的問題や事務連絡等の問い合わせに対応するため、問い合わせ

先を2ヵ所設置しています。問い合わせの内容に応じて、LGWAN 全国センターヘルプ・デスク又は LGWAN ネットワーク基盤サービス窓口が対応しています。問い合わせ先は、表－3 のとおりです。

表－3 問い合わせ先

	LGWAN 全国センターヘルプ・デスク	LGWAN ネットワーク基盤サービス窓口
対応内容	◆事務手続 ◆技術的相談 ◆制度運営等に関するもの ◆都道府県ノード計画停止（「4（2）都道府県における計画停止」を参照。）	◆計画停止等に関するもの ◆障害に関するもの
対応時間	電話による受付は平日の8：30～17：30 FAX、電子メールによる受付は24時間 ※17：30以降の受付は翌営業日対応	◆計画停止等に関するもの 電話による受付は平日の9：00～17：30 電子メールによる受付は24時間 ※17：30以降の受付は、翌営業日対応 ◆障害に関するもの 電話・電子メールともに受付は、24時間 365日

備考	(LGMWAN接続ルータ保守覚書等送付先) 〒102-8419 東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 LGMWAN 全国センターヘルプ・デスク	
----	--	--

※平成27年4月1日よりLGMWAN全国センターヘルプ・デスクの電話連絡先が変更となっていますので、注意してください。詳細については、平成27年2月20日付事務連絡「総合行政ネットワークヘルプ・デスクの電話連絡先の変更について（お知らせ）」をご覧ください。

4

接続団体及び都道府県における計画停止

（1）接続団体における計画停止

接続団体は、LGMWAN接続ルータを、ファシリティ条件を満たす環境に設置し、これを適切に管理します。

法定点検、庁舎工事等による停電のため、LGMWAN接続ルータ又は利用するLGMWANアクセス回線が停止する予定がある場合は、予定の2日前までにネットワーク基盤サービス窓口に対して、メール等により停止申請を行ってください。行わない場合、ルータの停止を検知し、障害と判断され、

2に記載された流れとなります。

計画停止の申請内容については、図-5のとおりです。なお、計画停止の申請方法については、LGMWANポータルサイトに掲載されています。

【計画停止申請】

<http://center.lgwan.jp/procedure/second4.html>

（2）都道府県における計画停止

都道府県は、庁舎電気設備の法定点検による停電等のため、都道府県ノードに給電ができなくなる場合には、都道府県内接続団体等への影響が生じることから、表-4の手順のとおり1ヵ月前までにLGMWAN接続団体等情報共有管理サービスにより連絡を行い、作業を実施します。

図-5 計画停止申請（雛形）

件名	計画停止申請（〇〇県□□市）
本文	LGMWAN ネットワーク基盤サービス窓口 行 以下の内容で、計画停止を申請する。 停止理由：庁舎停電のため 団体名：〇〇県□□市 団体コード：1 2 3 4 5 6 計画停止開始日時：平成yy年xx月xx日xx:xx（24時間表記） 計画停止終了日時：平成yy年yy月yy日xx:xx（24時間表記） 申請者氏名：△△ △△ 申請者電話番号：xxx-xxx-xxxx 申請者メールアドレス：xxx@xxx.xxxx.lg.jp

表-4 都道府県ノードの計画停止の手順

No.	手 順
1	都道府県は、1 ヶ月前までに、運営主体にLGMAN接続団体等情報共有管理サービス（都道府県ノード計画停止連絡）より日時及び停電の理由等について申請を行う。
2	運営主体は、申請を受け、日程調整を行う。
3	運営主体は、日程調整結果について、都道府県に連絡を行うとともに、LGMANポータルサイト（ http://center.lgwan.jp ）に停電に関する連絡を掲載する。
4	都道府県は、運営主体から日程連絡を受けた後、当該都道府県ノードに接続している接続団体に対して、停電の日時等の連絡を行う。
5	運営主体は、都道府県ノードの電源切断及び復電の状況を監視する。
6	運営主体は、都道府県ノードの復電後、都道府県ノードと全国NOC相互間の疎通を確認する。

※都道府県ノード計画停止連絡：<http://www.lgwan.jp>

LGMAN-ASPサービス登録／接続状況（平成27年4月1日現在）

LGMAN-ASPサービス提供者の登録／接続状況は次のとおりです。

■アプリケーション及びコンテンツ	登録：390件	■ホスティング	接続：242件
■通信	登録：174件	■ファシリティ	登録：316件

登録／接続済のLGMAN-ASPサービス提供者のリストは、下記URLに掲載しています。

https://www.j-lis.go.jp/lgwan/asp/servicelist/cms_15764241.html